

<日本スポーツ振興センターへの申請手続きについて>

日本スポーツ振興センターでは、学校管理下の災害について医療費等の給付を行っています。

◎手続きの方法

1. 用紙を保健室でもらってください。

基本的には「生徒用下書き」「災害報告書」「医療等の状況」の3枚です。

2. 用紙の記入をしてください。

生徒用下書き

被災した生徒本人がその時の状況を詳しく記入する。
記入できたら「災害報告書」の用紙と一緒に担当教員へ提出する。

災害報告書

担当教員が生徒が記入した「生徒用下書き」をもとに記入。
《担当教員》
・部活動中は顧問
・授業中は授業担当教員
・その他は担任

医療等の状況

医療機関の受付に提出し、記入してもらう。1ヵ月につき1枚の用紙にその月の診療点数が記入されます。
〔治療期間が数か月に渡る場合は治療が全て終了してから、まとめて提出頂くと手続きがスムーズにいきます。〕

以下の場合、別途専用の用紙が必要となるので保健室に申し出てください。

- ・接骨院受診の場合→接骨院専用の「医療等の状況」
- ・薬が院外処方の場合→薬を受け取った薬局等にご記入頂く「調剤報酬明細書」
- ・主治医により治療用装具（サポーター等）の装着を進められた場合
→医療機関にご記入頂く「治療用装具明細書」提出時には領収証のコピーも必要になります。
- ・1ヵ月の診療点数（「医療等の状況」に記入された点数）が入院等により7000点を超える場合
→保護者の方にご記入頂く「高額療養状況の届」

3. 全ての用紙をそろえて、生徒本人が保健室に提出してください。

4. 不備がなければ申請から2～3ヵ月後、各個人の学費口座に振り込まれます。

◎注意点

- ・スポーツ障害(オスグット病、疲労骨折等)のケースで災害発生日時が特定しにくい場合はできるだけ初診日に近い練習の時点において、その部位に痛みを生じた状況を詳しく「生徒用下書き」に記入してください。また、「医療等の状況」の余白にその症状と学校管理下の活動との因果関係を証明する医師のコメントが必要ですので、ご記入頂くようお願いします。
- ・治療終了までの合計の診療点数が500点以下の場合、給付対象にはなりません。ご了承ください。
- ・基本的には総治療費の4割（個人負担額の3割+療養に伴う費用1割）が給付されます。
*療養に伴う費用：通院にかかった交通費など、治療費以外にかかった諸費を補うために給付されます。
- ・災害発生日から2年間一度も申請を行われていない場合、給付申請できなくなります。
- ・長期治療や経過観察が必要な場合、最初に申請した初診日から10年間は給付申請できます。（卒業後も可）
- ・子ども保険に加入されている場合は、下記にご相談ください。（スポーツ振興センターと重ねて請求できます。）

(株)クレオヒューマン保険事業部 TEL075-463-9178 (受付時間：月曜～金曜 9:00～18:00)